

郡上ケーブルテレビ民間移行方針

令和7年8月

郡上市

目次

第1章 計画の目的	1
第2章 郡上ケーブルテレビ事業の概要	2
1. サービス内容	2
2. サービスエリア	3
3. 施設及び設備の概要	3
4. 加入者の状況	4
(1) テレビ・インターネット加入状況及び加入者の推移【各年度末集計】	4
(2) テレビ・インターネット加入状況及び加入者の推移【令和6年度】	4
5. 課題の分析と検証	5
(1) 営業活動等	5
(2) 機器更新	5
(3) 機器修繕・維持管理	7
(4) 新たな設備投資	7
第3章 運営手法に関する検討	8
1. ケーブルテレビの運営手法について	8
(1) 公設公営（市が整備した設備を、市が運営を行う手法）	8
(2) 公設民営（市が整備した設備を、IRU契約※等により民間が運営を行う手法）	8
(3) 民設民営（市が整備した設備を民間に譲渡し、民間が運営を行う手法）	8
2. 運営手法別のメリット・デメリット	9
3. 運営手法検討の視点について	9
第4章 民間事業者の要件及び今後のロードマップについて	11
1. 民間事業者の要件	11
2. 今後のロードマップ	12

第１章 計画の目的

平成１６年３月に合併した郡上市では、難視聴区域や情報格差の解消、市民生活の向上等を目的として、ING エリアを除く市内全域に地上デジタル放送の再送信や BS/CS 放送、コミュニティチャンネルによる自主放送、インターネットなど、ケーブルテレビによるサービスを提供している。

一方、情報通信技術の進展やサービスの高度化により、民間の光インターネットや携帯電話等の各種情報サービスが急速に普及する等、市のケーブルテレビ事業を取り巻く環境も大きく変化し、それに呼応するかのように市民ニーズも多様化している。

また、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、加入世帯の大幅な増加を見込むことが難しくなっていると同時に、放送・電気通信設備等のケーブルテレビ設備の更新に多額の経費が必要となることから、今後より一層、運営の効率化が求められている。

こうした状況に対応するためには、より専門的な知識や技術力と柔軟な事業運営が必要であり、市が直営で指定管理により事業を運営することは、非常に難しくなっているのが現状である。

こうした状況を踏まえ、市では、郡上ケーブルテレビの民間移行について、施設及び事業の譲渡を前提として、具体的な検討に入ることとする。この民間移行では、事業の継続性を担保しつつ運営の効率化を図り、市の財政負担の軽減とともに、市民生活の向上等を目指すこととする。

第2章 郡上ケーブルテレビ事業の概要

1. サービス内容

郡上ケーブルテレビでは、地上デジタル放送（NHK 総合・E テレ、東海テレビ、CBC テレビ、名古屋テレビ、中京テレビなど）の再送信、BS/CS 放送（NHK BS や民放 BS、CS デジタル放送）、コミュニティチャンネル（市内イベント紹介、市議会中継、行政情報などを放送する自主放送）を行っている。また、インターネットについては、光ファイバー（FTTH）を使用し、上り下り最大 1Gbps の高速通信を提供している。

※令和7年4月1日時点・金額は税額含む

○加入料・引込工事費

プラン名	加入者区分	加入料	引込工事費等	幹線工事費等
基本チャンネル	一般加入	66,000 円	33,000 円	税抜き価格で 25 万円超過分
	事業所加入	99,000 円		
ライトチャンネル	一般・事業所共通	—		
インターネット	一般・事業所共通	11,000 円	調整費 5,500 円	

○テレビ利用料

プラン名	月額利用料	支払方法		備考
		2 か月払	1 年分前払	
基本チャンネル	1,650 円	3,300 円	18,150 円	
ライトチャンネル	2,750 円	5,500 円	—	

※上記の他に多チャンネルサービスを提供している。（（株）シーシーエヌ）

○インターネット利用料

コース名	通信速度	月額利用料		備考
		一般	事業所	
2 M コース	最大 2Mbps	2,200 円	3,300 円	ホームページ 10MB メールアカウント 1 個 メールボックス 5GB メールウイルスチェック
1 0 M コース	最大 10Mbps	3,300 円	4,400 円	
5 0 M コース	最大 50Mbps	4,400 円	5,500 円	
2 0 0 M コース	最大 200Mbps	5,500 円	6,600 円	
1 G コース	最大 1Gbps	7,150 円	8,250 円	

○ケーブルライン基本料

基本プラン	月額基本料	備考
ケーブルライン	1,419 円	※初期費用 8,800 円

2. サービスエリア

郡上市全域（八幡町は、美山・入間・洲河・野々倉・小那比・安久田）

3. 施設及び設備の概要

郡上ケーブルテレビは、次の施設及び設備で運営を行っている。

（１）郡上ケーブルテレビネットワーク施設

床面積 174.90 ㎡

構造 鉄筋造 4階建（対象は、郡上市産業プラザ3階の一部）

事務室、スタジオ、機器室

（２）CATV設備

①放送通信設備

テレビ局及びサブセンターに収容されている設備、機器等

ア 送出設備

- | | |
|-----------|----|
| ・ヘッドエンド設備 | 一式 |
| ・伝送路CAD設備 | 一式 |
| ・光関連設備 | 一式 |

イ 多重情報伝送設備

- | | |
|------------------|----|
| ・GE-PON光通信設備 | 一式 |
| ・コアスイッチ・DHCPサーバ等 | 一式 |

ウ 管理運営用設備

- | | |
|-------------------|----|
| ・伝送路監視設備 | 一式 |
| ・CATV料金管理システム | 一式 |
| ・管理運営用事務機器（備品含む。） | 一式 |

エ 自主放送設備

- | | |
|-----------|----|
| ・自主放送制作設備 | 一式 |
| ・取材用設備 | 一式 |

オ 非常用発電設備

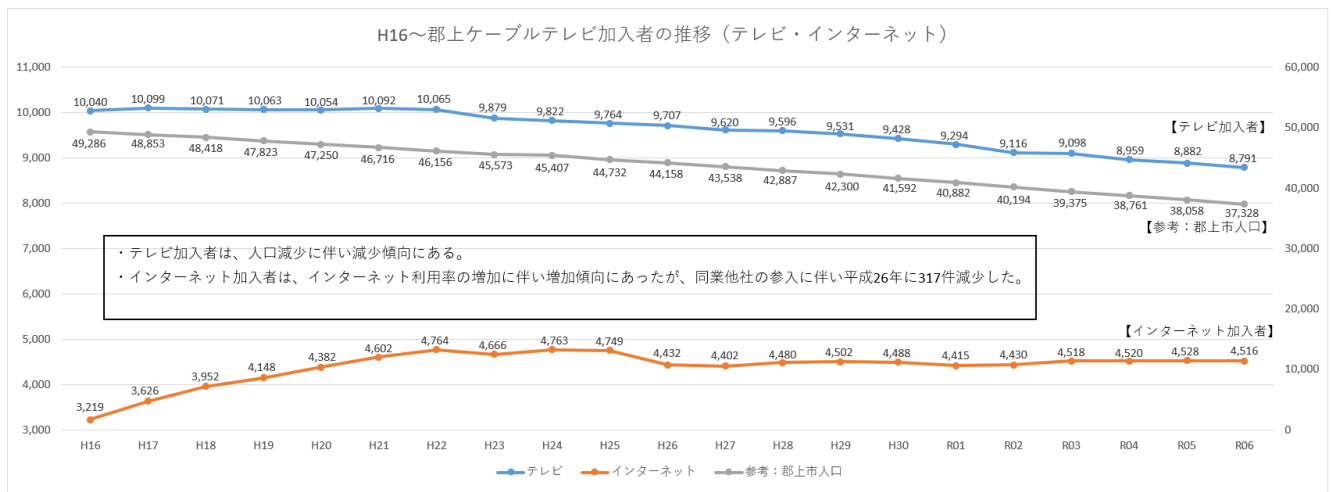
一式

②伝送路設備

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| ・伝送可能帯域 | 70～770MHz
1032～3224MHz |
| ・ケーブル延長 | 992,844m |
| 幹線（光ファイバケーブルアクセス系） | 911,558m |
| 幹線（光ファイバケーブル連絡線） | 81,286m |
| ・クロージャ | 一式 |

4. 加入者の状況

(1) テレビ・インターネット加入状況及び加入者の推移【各年度末集計】



年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
テレビ	10,040	10,099	10,071	10,063	10,054	10,092	10,065	9,879	9,822	9,764	9,707	9,620	9,596	9,531	9,428	9,294	9,116	9,098	8,959	8,882	8,791
インターネット	3,219	3,626	3,952	4,148	4,382	4,602	4,764	4,666	4,763	4,749	4,432	4,402	4,480	4,502	4,488	4,415	4,430	4,518	4,520	4,528	4,516
参考：郡上市人口	49,286	48,853	48,418	47,823	47,250	46,716	46,156	45,573	45,407	44,732	44,158	43,538	42,887	42,300	41,592	40,882	40,194	39,375	38,761	38,058	37,328
参考郡上市世帯	14,792	14,851	14,847	14,854	14,864	14,907	14,897	14,878	15,223	15,184	15,238	15,241	15,276	15,302	15,307	15,384	15,393	15,252	15,329	15,322	15,357

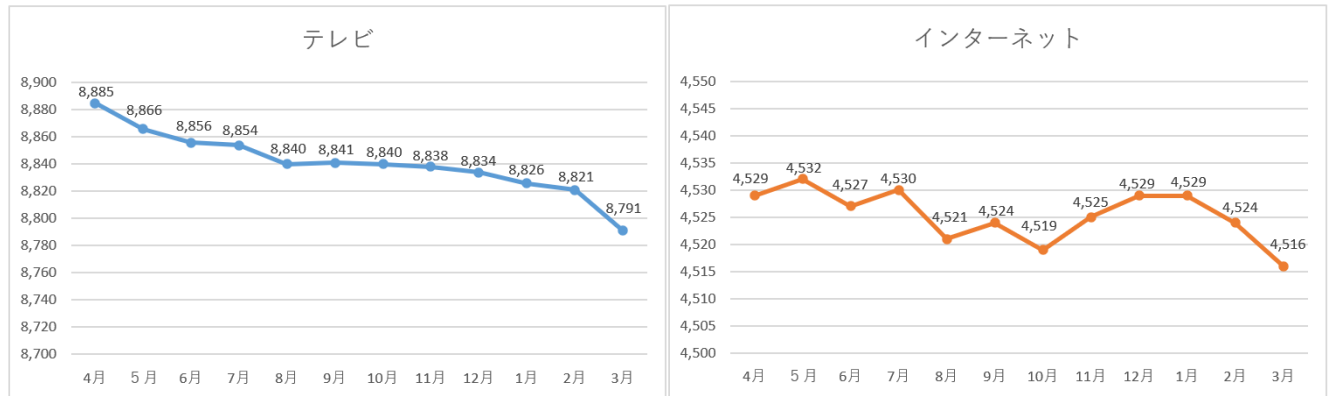
(2) テレビ・インターネット加入状況及び加入者の推移【令和6年度】

令和6年度における加入状況の推移

※休止中を除く契約件数

(単位：件)

月	R5/3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
テレビ	8,882	8,885	8,866	8,856	8,854	8,840	8,841	8,840	8,838	8,834	8,826	8,821	8,791
インターネット	4,528	4,529	4,532	4,527	4,530	4,521	4,524	4,519	4,525	4,529	4,529	4,524	4,516



5. 課題の分析と検証

(1) 営業活動等

郡上市では、ケーブルテレビへの加入促進に努めてきたものの、民間事業者と同等の営業活動を行うことが困難であること、民間事業者のインターネットサービスに比べ、料金や通信速度で見劣りしてしまうことなどが考えられ、大幅な加入者の増加は期待できない。さらに近年の過疎化・高齢化に伴う人口減少の影響を考慮すると、現状の維持すら困難になることも想定される。

(2) 機器更新

平成30年度から令和2年度にかけてケーブルテレビの光化整備工事が完了したが、令和4年度以降にケーブルテレビ設備機器等の更新が必要となっている。計画的に機器更新を行い保守延長するなどしているが、導入機器の経年劣化による更新は必ず必要なものであり、安定的なサービスを運営するためには機器の更新が不可欠となっている。光化整備工事後の令和4年度から令和13年度の10年間の機器の更新費用は965,141千円を見込んでいる。(10G対応を除いた場合は、503,904千円)

○郡上ケーブルテレビ設備更新計画

区分	更新費用	機器種別	備考
令和4年度	865 千円	映像系タイムサーバー	
令和5年度	18,733 千円	番組編集設備① 加入者管理サーバ①	
令和6年度	14,025 千円	番組送出サーバメンテ①ー1 地上デジタル自主放送センター装置	
令和7年度	33,704 千円	CATV 統合管理システム① 番組送出サーバメンテ①ー2 文字放送システム 地上デジタル自主放送制御装置①	
令和8年度	87,951 千円	インターネット用 L3 スイッチ ファイアーウォール DHCP サーバ① 光伝送路監視装置（主装置） スタジオ・データ放送設備① 加入者管理連携サーバ① S y s l o g ・ N T P サーバ	
令和9年度	114,881 千円	電話用ルータ・L3 スイッチ OLT スイッチ コア NW L2 スイッチ スタジオ・撮影用カメラ	
令和10年度	61,999 千円	コア NW L3 スイッチ 番組編集設備② 加入者管理サーバ②	
令和11年度	79,200 千円	番組送出サーバメンテ②	
令和12年度	67,194 千円	CATV 統合管理システム② 光伝送路監視装置（試験 UNIT） データ放送送出設備② 地上デジタル自主放送制御装置②	
令和13年度	486,589 千円	インターネット用 L3 SW② DHCP サーバ② 加入者管理連携サーバ② 10G 対応 OLT・ONU	
総計	965,141 千円		
施工済・予定	33,623 千円		
令和7年度以降	931,518 千円		

（３）機器修繕・維持管理

機器修繕は、市が直接行っている修繕のほか、指定管理事業者が伝送路保守など委託業務の中で実施しているものもある。今後、経年劣化による伝送路や設備の修繕にかかる費用の増加が、運営に大きな影響を与える可能性は高い。

（４）新たな設備投資

I C Tの世界は変化が速く、サービス開始当初にはなかった技術やサービスが次々と開発されている。テレビの放送技術として、4K や8K といった新たな技術が開発され、今後ケーブルテレビサービスにも影響を及ぼすことが予想される。さらに一方通行であったテレビ放送が、インターネット通信が加わることで、双方向で通信が出来るようになり、多くの情報のやりとりが可能となるなど、テレビをインターネットに接続することが当たり前になりつつある。こうした新技術や情勢に対応するためにも、設備投資が今後も経常的に発生することは明白となっている。

第3章 運営手法に関する検討

1. ケーブルテレビの運営手法について

ケーブルテレビの運営手法としては、次の3つがある。

- (1) 公設公営（市が整備した設備を、市が運営を行う手法）
- (2) 公設民営（市が整備した設備を、IRU契約※等により民間が運営を行う手法）
- (3) 民設民営（市が整備した設備を民間に譲渡し、民間が運営を行う手法）

※ IRU契約：IRU契約（Indefeasible[インデファジブル:無効にできない] Right of Use 契約）とは、電気通信事業において、回線設備（特に光ファイバーなど）の長期的かつ安定的な使用権を契約によって取得する仕組み。関係当事者の合意がない限り、契約の破棄や終了ができない「破棄し得ない使用権」を意味する。これにより、電気通信事業者は他社が所有する回線設備を自社設備とみなして使用でき、継続的な支配・管理が担保される。

各手法の主な特徴は、次のとおり。

①市が運営する公設公営

市が整備を行った設備を、運営も市で行う手法。各運営手法の中で運用面・費用面共に市の負担が一番大きくなるが、設備を追加の費用負担なく使えることや利用料金を市が独自に設定できる等の利点がある。

②IRU契約等により民間事業者が運営する公設民営

市が整備した設備を民間事業者とIRU契約を結び、運営を民間事業者が行う手法。現在の行政サービス及び、これからの新行政サービスにも設備を使用することが容易であり、整備した伝送路を有効に活用することができるが、設備の老朽化に伴う更新費用が発生する。運用面に関しては、民間事業者とのIRU契約を締結し、実質費用負担を極力抑えるようにして、運営を民間事業者に委託する。

③設備を民間事業者へ譲渡し、民間事業者が運営する民設民営

市が整備した設備を民間事業者に無償又は有償で譲渡し、運営も民間事業者が行う手法。市から民間事業者への一部費用補助が必要になる場合もあるが、他の運営手法と比較して、市の実質費用負担額を最も低く抑えることが可能となり、将来の設備更新費用も民間事業者負担となる。運用面に関しては、民間事業者へ完全譲渡となるため、市の負担はほとんどない。

2. 運営手法別のメリット・デメリット

各運営手法を本市に適用した場合のメリット、デメリット及び課題を以下に示す。

【運営手法別のメリット・デメリット】

	公設公営	公設民営	民設民営
メリット	・設備使用に関して、行政が設備を追加の費用負担なく使えるため、様々な行政サービスの提供が迅速に行える。	・公設公営方式よりも行政の負担が少なく、民間と同等のサービスを行うことが可能。	・民間のサービスを市民が享受できる。 ・将来の設備更新費用も民間負担となるため、財政負担が小さい。
デメリット	・民間と同等のサービスを行うことは財政的に負担が大きい。	・市が施設を自由に使用できないなど、制約が多い。	・ケーブルテレビやインターネットの利用料が現在よりも高くなる場合もある。
課題	・財政負担をなるべく少なくするためには利用料金を高額に設定する必要がある。 ・設備更新費用が必要。	・市独自の料金設定が不可能 ・支援策を講じる場合には財政負担が発生する。 ・設備更新費用が必要。	・市独自の料金設定が不可能 ・支援策を講じる場合には財政負担が発生する。

3. 運営手法検討の視点について

運営手法を検討するに当たっては、現状と課題などを踏まえ、次の4つの視点から考える。

- (1) 市の財政負担
- (2) 市民が受けるサービスの多用性
- (3) サービスを受ける場合の市民負担（利用料金）
- (4) 将来的な技術革新や新規サービスへの対応

評価は、各々の評価項目につき各運営手法の中で最も良いものを「◎」5点、課題が多いものを「△」1点、課題はあるが「△」よりは良いものを「○」3点とし、点数化した。その結果は、次のとおり。

【運営手法の検討】

評価項目	公設公営	公設民営	民設民営
財政負担額	ランニングが最も高価となり、機器更新も市の負担となる。	ランニングの負担は公営に比べ少なくなるが、機器更新が市の負担となる。	ランニングが最も安価で、機器更新の負担はない。固定資産税の収入が見込める
評価	△	○	◎
市民サービス (受けられるサービス)	自主放送により市の情報の取得はできるが、民間のサービスは受けられない。	自主放送により市の情報を取得でき、民間のサービスも受けることができる。	自主放送により市の情報を取得でき、民間のサービスも受けることができる。
評価	○	◎	◎
市民サービス (利用者の負担額)	市独自の料金設定が可能であるため、利用者の料金負担を抑えることができる。	運営が民間事業者のため、市独自の利用料金設定は不可能である。	加入料金や利用料金は民間事業者の規定によるため、利用料金等が現在よりも高くなる場合がある。
評価	◎	○	△
将来性	最新設備の使用や新規サービス提供について、全て市の負担で行わなければならないことから設備更新とサービスについて将来性に不安がある。	設備が市の所有であるため、新規サービスに対する設備更新は市の負担で行わなければならない。	最新設備の使用や新規サービスの提供については、民間事業者負担により設備の更新が行われるため将来性に期待が持てる。
評価	△	△	◎
評点	10	12	16

これら4つの評価検討結果を総合的に判断すると運営手法は民設民営が最良であると考えられる。

【運営手法の検討結果】

公設公営	公設民営	民設民営
財政負担と将来性、それぞれに課題がある。	財政負担は公設公営よりも少なくなるが、設備は市所有であるため公設公営と同じく将来性に課題がある。	財政負担と将来性を考えた場合に3つの中では最良と思われる。

第4章 民間事業者の要件及び今後のロードマップについて

第3章で3つの運営手法を検討した結果、市の財政負担が最も少なく、多様なサービス提供や将来性も期待され、現在の郡上ケーブルテレビのサービスを民間へ移行できる民設民営（整備した施設を民間企業に譲渡する）での手法が本市にとって最も望ましい運営手法と判断する。情報通信技術の進展やサービスの高度化、市民ニーズの多様化に対応するためには、より専門的な知識や技術力、さらには柔軟な事業運営が必要であり、市が直営で事業を運営していくことは、非常に難しくなっている現状を鑑み、施設を民間に譲渡するために必要な手続きを含め、具体的な要件や譲渡に向けたロードマップを描くものとする。

1. 民間事業者の要件

郡上ケーブルテレビの運営先となる民間事業者については、現行のサービスを円滑に引き継ぎ、将来的にも安定した事業継続が見込まれる民間事業者が求められる。また、将来のICTの技術革新や環境変化にも柔軟に対応できることが重要となる。さらに、市の財政面や市民生活に影響を与えることのないよう選定する必要もある。そのため、民間事業者に必要な要件として、次のように定める。

項 目	要 件
経営状況（事業の継続）	事業が停止した場合、ケーブルテレビの加入者がテレビを視聴できなくなり、日常生活に多大な影響がある。このことから、事業を健全かつ安定して継続的に遂行できる民間事業者が求められる。また、豊富な経営ノウハウや資金力があり、ケーブルテレビやインターネットの通常のサービスに加え、災害発生時における情報発信機能が強化されることも必要となる。
安定的なサービスの確保	施設譲渡後において、加入者へのサービスを低下させることなく、安定的に経営している信頼性の高い事業者を選定する必要がある。
財政負担の解消	設備の集約や共有が図られるとともに、通信・放送に係る機器更新のコストについて、大幅な削減につながることを求められる。
加入者の満足度向上	ケーブルテレビ・インターネットの品質確保等により、安心・安全面での情報提供が強化され、コミュニティチャンネルの充実と合わせ、加入者の満足度の向上が求められる。
顧客サポート	各種サービスの日常生活への影響の大きさを考え、故障や障害等が発生した場合のサポートを年中無休で提供出来る体制が求められる。
雇用継続の保障	郡上ケーブルテレビで働いている方々については、雇用の継続が必須であり、地域の雇用に対する配慮が求められる。

2. 今後のロードマップ

	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027	R 10 2028	R 11 2029	R 12 2030	R 13 2031
運営主体	第 3 期指定管理 [郡上ネット] (R3.4～R8.3)	第 4 期指定管理 (R8.4～R11.3)			・ 民間事業者へ譲渡 ・ 民間事業者による 施設運営		
民間事業者 譲渡の流れ	・ 民間移行方針 の決定 ・ 移行先民間 事業者の選定	・ 民間事業者へ の譲渡を見据 えた協議開始	・ 譲渡手続き ・ サービス等 集約事前作業				
機器更新	・ 現用機器の延命			・ 民間事業者の CATV 設備への集約化			
監視・保守	・ 郡上市（指定管理者）による 保守管理			・ 民間事業者による保守管理			
テレビ・ インターネット サービス	・ 郡上 CATV メニュー				・ 民間事業者の 新メニュー		
料金収受	・ 郡上市（指定管理者）による料金収受				・ 民間事業者による 料金収受		